

安全重点施策（平成30年度）

1 輸送の安全確保のため、輸送施設の点検整備を適正に実施し、人的要因に起因する輸送の中止や遅延をゼロにする。

- ・船舶職員は、輸送施設点検整備表に基づき、船体、機関、諸設備及び諸装置等について、毎日1回以上点検を実施すること。但し、始発前の発航前点検は必ず実施すること。
- ・船舶職員は、陸上施設について輸送施設点検整備表に基づき、毎日2回以上点検し、異常のある場所を発見したときは、直ちに運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。
- ・運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、その検査結果を確認すること。

2 安全に関する教育、訓練を確実に実施し、輸送の安全を確保する。

- ・安全統括管理者及び運航管理者は、船舶職員及び内部監査を担当する者に対し、安全管理規程及び大阪市建設局河川・渡船管理事務所運送約款等のほか、関係法令、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての教育を実施し、安全意識向上に努めること。
- ・運航管理者は、海難その他の事故例について情報収集し、隨時又は安全教育に併せて船舶職員に周知徹底を図ること。
- ・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び防災対策を含む）及び運航基準図を河川・渡船管理事務所、船舶並びに各渡船場等、必要と認められる場所に容易に閲覧できるよう備え付けること。船舶職員は、適宜それらを閲覧し、自己の安全意識向上に努めること。
- ・安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て、春季及び秋季船舶総合訓練の際に事故処理に関する訓練を実施し、その効果の把握、検証を行うこと。
- ・安全統括管理者及び運航管理者は安全に関する事項の周知及び事業を円滑にすすめるため機関会議（主任会議等）を設ける。また職場安全衛生委員会による職場巡視を定期的に行う。
- ・運航管理者は、船舶職員に普通救命講習を受講させる。
- ・各渡船場の運航管理補助者は、渡船場の実態に応じた訓練及び安全管理規程等の安全運航に関する習熟教育を年2回以上実施し安全意識の向上に努めること。

3 安全重点施策を適正かつ確実に実施するため、責任者を置く事とする。

- ・渡船運航業務を統括し、渡船の安全運航及び安全衛生管理を掌握する技能統括主任を安全重点施策実行責任者とする。
- ・落合上渡船場においては、輸送の安全を確保し、業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託事業者に業務責任者を置く。